

# 岐阜県公報

号外(一) 令和元年八月十七日

## 目次

### 告示

家畜伝染病の発生  
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定  
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定

(家畜防疫対策課)

ページ

(同)

一

## 告示

岐阜県告示第百六十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 家畜伝染病の種類

豚コレラ

二 家畜の種類

豚

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

疑似患畜 一頭

四 発生場所

揖斐郡揖斐川町

五 発生年月日

令和元年八月十七日

岐阜県告示第百六十四号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

令和元年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 家畜の種類

豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

揖斐郡揖斐川町小野、桂、上南方、小谷、極楽寺、谷汲有鳥、谷汲大洞、谷汲徳積、谷汲名札、谷汲深坂、大光寺及び若松

2 移出を禁止する区域

岐阜市秋沢、秋沢一丁目、秋沢二丁目、奥、奥一丁目、奥二丁目、上西郷、上西郷三丁目、上西郷四丁目、上西郷五丁目、上西郷六丁目、上西郷七丁目、上西郷八丁目、外山、中西郷六丁目、西秋沢、西秋沢一丁目、西秋沢二丁目、則松五丁目、離倉、離倉一丁目、離倉二丁目及び離倉三丁目、本巣市浅木、有里、石神、海老、数屋、上高屋、上保、上真桑、金原、神海、国領、木知原、佐原、七五三、随原、曾井中島、外山、長屋、温井、根尾宇津志、根尾高尾、根尾平野、早野、日当、法林寺、政田、三橋、見延、文殊、屋井及び山口、安八郡神戸町大字北一色、大字丈六道、大字田、大字安次及び大字横井、揖斐郡揖斐川町市場、上野、岡、小津、乙原、春日六台、上岡島、上三野、上東野、北方、清水、黒田、小島、島、下岡島、白樫、新宮、瑞岩寺、谷汲神原、谷汲木曾屋、谷汲岐礼、谷汲高科、谷汲長瀬、外津汲、長良、西津汲、脛永、東津汲、福島、房島、三倉、三輪及び和田、揖斐郡大野町大字相羽、大字麻生、大字稻實、大字稻畑、大字牛洞、大字大衣斐、大字大野、大字加納、大字上磯、大字上秋、大字公郷、大字黒野、大字郡家、大字小衣斐、大字五之里、大字桜大門、大字下磯、大字下方、大字寺内、大字瀬古、大字中之元、大字西方、大字野、大字古川、大字本庄、大字松山、大字南方、大字領家及び大字六里並びに揖斐郡池田町青柳、池野、上田、粕ヶ原、願成寺、草深、沓井、小牛、小寺、下東野、白鳥、杉野、砂畑、田中、田畑、段、萩原、般若畑、藤代、舟子、本郷、宮地、山洞、八幡及び六之井

令和元年八月十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社